

# 生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

## 貸付内容

- 貸付対象 被災された方で道内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円。  
ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円の貸付も可能。
  - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
  - ② 世帯員に要介護者がいる場合
  - ③ 4人以上の世帯である場合
  - ④ 世帯員に被災による重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 \*償還期限後は残元金に対して年5.0%の延滞利子が発生します

## 申込みに必要なもの

- 申込者の身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票 等）
- 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
- 申込者の預金通帳またはキャッシュカード
- り災証明書もしくは被災証明書（貸付決定後の提出も可能です。）

## 貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

## 受付窓口・受付時間

- 住所を有する市区町村社会福祉協議会
- 避難をしている避難所等が所在する市区町村社会福祉協議会  
日高町村社会福祉協議会  
〒059-2121 沙流郡日高町門別本町12番地の27  
TEL：01456-2-6670  
午前09時00分～午後05時00分 \*土日・祝日を除きます。

\*10月2日（火）から受付を開始します。

実施主体：社会福祉法人北海道社会福祉協議会

お問い合わせ先：〒060-0002 札幌市中央区北2西7丁目1番地 かでる2.7

TEL011-241-3976（代表）

